

## 小中一貫教育についてよくある質問 (Q&A)

### Q1 小中一貫教育とはどんな制度ですか。

A1 平成 28 年に国が定めた学校教育に関わる制度です。

平成 12 年の初め頃に、広島県呉市や、東京都品川区、東京都三鷹市で導入されました。当初は文部科学省から研究開発学校あるいは教育課程特例校の指定・認定を受けて導入する必要がありましたが、平成 18 年に教育基本法、学校教育法が改正されて以後導入する自治体が全国的に広まりました。10 数年にわたる自治体や学校現場での取り組みが積み重ねられ成果が明らかになる中で、正式な学校制度として法制化すべきと要請があったことから、平成 27 年に学校教育法他、関連する法律が改正され、平成 28 年には小中一貫教育が制度化し自治体の判断で小中一貫教育校が設置できるようになりました。

### Q2 小中一貫教育とはどのような教育ですか。

A2 小・中学校の先生方が義務教育 9 年間の全体像を共有し、9 年間を通じたカリキュラムに基づき、全体がひとつながりになって切れ目なく、児童生徒の育成に取り組む教育です。

小中一貫教育に取り組むことで、次のようなメリットが期待できます。

- 切れ目のない連続した学習指導・生徒指導により、中学校に進学する際のハードルを低くすることができます。
- 小・中学校の先生の連携が強化されるので、義務教育 9 年間を通じて、しっかりと子供たちの成長を見守ることができます。
- 日常生活や学校行事等を通じて、小・中学校の垣根を超えた交流により、豊かな人間性・社会性を育むことができます。

### Q3 なぜ、いま小中一貫教育が必要なのですか。

A3 学校教育の課題解決と子供の発達段階に応じたきめ細かい指導のためです。

平成 18 年の教育基本法と平成 19 年の学校教育法の 2 つの法律が改正され、義務教育の目的と目標の規定が新しく設けられました。また、近年は教育の量的・質的充実、児童生徒の発達の早期化、小学校と中学校との違いによる「中 1 ギャップ」への対応が求められています。平成 26 年 12 月に国の中央教育審議会が公表した「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」では、小中一貫教育に取り組むことで、「授業の理解度の向上」や「学習に悩みを抱える児童生徒の減少」、「中 1 ギャップの緩和」や「自己肯定感の向上」という効果があげられています。また、教職員にも、「指導方法への改善意欲の向上」、「教科指導力・生徒指導力の向上」、「小中学校間における授業観や評価観の差の縮小」など成果が示されました。

当町では、このような成果がある小中一貫教育は、学校教育の課題の解決、また、子供の発達段階に応じた指導について有効であり、必要な取り組みと考えます。

### Q4 小中連携教育と小中一貫教育は、どこが違うのですか。

A4 小中連携とは、小・中学校の教職員が情報を共有するとともに、子供や教職員がさまざまな行事や授業でつながりを深めることにより、いわゆる「小中ギャップ」の解消をめざした取り組みです。

一方、小中一貫教育とは、小中連携での取り組みを発展させ、同一中学校区の小・中学校を「ひとつの学校」として意識し、「めざす子供像」を共有し、9 年間の義務教育を一貫性・連続性のあるものとして捉え、責任をもって指導していくものです。

### Q5 小中一貫教育は具体的にどんなことをするのですか。

A5 小・中の 9 年間を一貫した教育方針で子供たちを育てます。つまり、小・中学校で「めざす子供像」を共有するものです。

小学校高学年からは一部の教科で教科担任制を取り入れたり、中学校教員による乗入れ授業等、中学校教員の専門性を活かした授業を小学生に実施することができます。このことにより、児童が今まで以上に興味・関心をもって授業を受けることができます。また、中学校においても、小学校教員が授業の補助に入るなど、生徒の学習を支援することも考えられます。小・中学校の教員が連携しながら、9 年間の学びを支えることを目指します。

さらに、児童生徒が行事や授業で交流し、触れ合うことを通して、小学生が中学校への期待やあこがれを抱くことや、中学生の自尊感情が高まることが期待されます。

**Q6 学年段階の区切りとはどういったものですか。**

A6 学年段階の区切りは、法令による決まりではありません。

児童生徒の実態に応じて、学年段階ごとに括りをつくり、それぞれに合った目標と学習指導や生徒指導などの指導上の重点を定め、教育活動をしていくものです。

よって、学年段階の区切りを設定することで、物理的に学年間を分断されるというようなことはありません。

基本的には、学習指導要領の内容に基づき、小学校6年間、中学校3年間という義務教育9年間で、それぞれの学年に応じた学習を行います。その上で、4-3-2、5-4、6-3など柔軟な設定が可能です。

なお、他自治体の例では、発達の段階の区分を小学校1年生～4年生（前期）、小学校5年生～中学校1年生（中期）、中学校2・3年生（後期）という4-3-2制で区分し、中期の小学校から中学校へ進学する時期に、小学校で一部教科担任制や相互乗り入れ指導を行うことにより円滑な移行を図っている学校もあります。

当町でも、今後検討を行う予定となっております。

**Q7 小学校でも中学生と同じ授業を行うのですか。**

A7 学習内容は、小学生は小学校の、中学生は中学校の国が定める「学習指導要領」によります。よって小中一貫教育を導入しても授業内容が大きく変わることはありません。

そのうえで、小学校の授業において、中学校の先生が所有する免許の教科を担当し専門性を活かした指導を行うことにより、教育の質の向上を図ります。

**Q8 教員が今所持している免許で、それぞれを指導できるのですか。**

A8 中学校教員については、中学校の免許を持っている教科を小学校で指導することができます。

小学校教諭、中学校教諭のいずれかを所有していれば免許外の教科でも補助（T2）として指導できます。

**Q9 中学校の先生と小学校低学年児童は、関わりがないのですか。**

A9 子供たちの発達の段階に応じた関わりを考えていくことが想定されます。

日常の学校生活や行事で関わりが主となります。

**Q10 小中一貫教育で期待される教育効果は何ですか。**

A10 文部科学省が公表した「小中一貫教育等についての実態調査の結果」によると、次のようなことが成果・課題として報告されています。

**【成果】**

- ・ 中学校への進学に不安を覚える児童の減少
- ・ 不登校の減少
- ・ 学力や運動能力、コミュニケーション力の向上
- ・ 学習習慣や生活リズムの改善
- ・ 規範意識や自己肯定感の向上
- ・ 特別な支援を要する児童生徒へのきめ細やかな指導充実 など

**【課題】**

- ・ 教職員の負担感・多忙感の増加
- ・ 打ち合わせの時間の確保
- ・ 研修時間の確保 など

**Q11 同じ施設で生活すると、中学校で起こるようなトラブルが小学校にも見られるようになるのではないですか。**

A11 中学生にとっては、小学生が身近にいて接することにより、上級生としての自覚が出て、自己肯定感が増すことが期待できます。

一方、小学生にとっては、中学生が身近にいることにより、具体的な目標であり、頼りになる中学生の姿が見られることにより、安心した学校生活を送ることが期待できます。先進の自治体の事例でも、中学校で起こることが心配されるトラブルは、逆に減少することが報告されております。

**Q12 小中一貫教育を導入すると、時間的にも人的にも教職員の負担が増すのではないですか。**

A12 新たな取り組みでは、どのような取り組みであっても一時的な負担が増えることが見込まれますが、今まで行っていた小中連携や地域連携に関する取り組み（学習指導、生活指導、キャリア教育、地域連携教育等）を、9年間を見通した「小中一貫」という観点で見直し、小・中学校が協働して、旧来の取り組みを整理するとともに新たな取り組みを創造する等により教職員の負担軽減につなげていきたいと考えます。

**Q13 小中一貫教育は、学校規模の適正化（統廃合）のために導入するものですか。**

A13 当町では、小中一貫教育は義務教育の質を向上することを目的に導入を検討しております。しかしながら、両小学校の施設老朽化と児童生徒数の減少を背景に、学校施設の再整備と児童生徒の集団規模の確保を目的とした小学校の統合も喫緊の課題となっていることから、小中一貫教育の導入と両小学校の統合をあわせて進めていきます。

小中一貫教育は、学校教育の課題を解決し、義務教育の充実を図り、子供たちの確かな成長を実現することを目的に全国で導入が進んでいます。一方、学校規模の適正化（統廃合）は、少子化による学校の小規模化が進む中、適正な規模を確保することで、学校機能が十分発揮できる教育環境を整備していくことを目的としています。そのため、小中一貫教育の目的と学校規模の適正化（統廃合）の目的は根本的に異なるものです。

全国的には学校規模に関わらず小中一貫教育を導入している自治体が増加しており、学校規模の適正化（統廃合）のために小中一貫教育を導入するということではありません。

**Q14 施設一体型の小中一貫校の先生の数はどうなるのですか。また、校長先生や教頭先生はそれぞれ一人になるのですか。**

A14 施設一体型は、小学校と中学校が同じ敷地内にありますが、教職員の配置については、小学校・中学校それぞれの学級数に応じて教職員数が決まります。

校長や教頭の人数については、今後、協議していきます。

**Q15 小学校と中学校の節目があることのよさ（中学校から心機一転したい子がいること、最高学年である6年生としての活躍の場があること等）もあるのではないのでしょうか。**

A15 当町が導入を検討している小中一貫教育は、小学校6年生から中学校1年生にかけての節目を否定するものではなく、子供たちにとって必要な小・中の節目は残しながら少しでも緩やかにしようとするものです。中学校進学という節目にあたって、子供たちが心機一転できるような機会は大切だと考えています。例えば小学校の卒業式、中学校の入学式はこれまで通り実施していく予定です。また、小6と中3がリーダーとなって活躍する場面も、全体のバランスを図りながら適宜設けていく必要があると考えます。

**Q16 小中一貫教育になると、それまで小・中学校で行われてきた学校行事はどうなるのですか。**

A16 これまで各校で行われてきた学校行事を生かしながら、小・中学校の垣根を超えた交流によって、望ましい人間関係を深めることができる学校行事に取り組みます。  
なお、具体的な学校行事については、学校において決定します。

**Q17 授業時間の違いによるチャイムはどうなるのですか。**

A17 ノーチャイムや休み時間をずらすなどの工夫で対応することが考えられます。  
先進事例では、すべてのチャイムを揃えることは不可能なため、1校時・3校時の始業時と給食時、午後の始業時など一部のチャイムを揃えることや、チャイムをなくすなどの事例があります。

**Q18 他の小・中学校に転出入する際に困ることはないですか。**

A18 小中一貫教育においても、小学校・中学校各々で国の定める学習指導要領に沿った内容で学習するため、転出入で困ることはないと言えます。  
なお、転校時の引継ぎは、これまでどおり丁寧に対応していきます。